

第 5 回策定委員会における主な指摘事項と対応・方針

資料	指摘事項等	対応・方針等
5-3 市民発意の自主的まちづくりの促進	最終的にまちづくり計画を決定するのは協議会なのか、市なのがわかりにくい。 わかりやすく記載すること。	「地区まちづくり計画」については市が決定することを明示し、「テーマ型まちづくり方策」については市が認定することとし、これを明記する。
	まちづくり方策の提案までだけではなく、まちづくり活動に対しても支援を考えるべきではないか。	認定した「テーマ型まちづくり方策」については市の施策への反映を考えることとなるので、特定のテーマに関する活動費の直接補助が最適であると考えられる場合については補助制度を創設することなどを含め、個別案件ごとに対応する。
5-3 狭山丘陵等の景観の保全	12ページ（狭山丘陵景観重点地区）と13ページ（景観形成地区）は別項目として分けた方が整理できるのではないか。	修正する。
5-3 生産緑地の保全	農業者を直接支援する、援農ボランティアのようなものを制度化できないか。	「援農ボランティアを設置して、農地の保全に努める」と規定することについて、「体験型農園園芸指導補助員」との関係の整理と併せて検討する。
5-4 開発事業の持続と基準の条例化	公園等の設置と、緑化の基準は、重複して適用させるのか、一方のみ適用させるのか、整理すること。 また、分譲後に戸建て住宅を個々に建築する際に、緑化等を求めることについても検討すること。	緑化の基準については、公園等の設置にかかわらず、6%の緑化を図ることとする。 また、戸建住宅の建築を目的とする開発事業の場合は、「可能な限りの緑化の実施」を基準とし、開発協定で担保することとする。
	指導要綱の内容のうち、条例に移行できないものの取扱いはどのように考えているか。	以下の項目については、現在の指導要綱で規定しているが、他法令と重複しているものや現実的にそぐわないことから、条例上には規定しない。

<p>5-4 開発事業の 手続と基準の 条例化</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取跡地等の復元地の地盤改良工事等 ・文化財の保護・保存 ・集合住宅の管理等（管理人の常駐等） ・計画戸数 1,000 戸ごとのじんかい収集車 1 台相当額の負担（現在のごみ収集は委託） ・その他の障害防止の措置
	<p>交通安全施設は必要に応じて開発区域外にも設置を求められるように、基準を考えておくべきである。</p>	<p>②～⑧の適用対象事業についても必要な場合は、開発区域外にも設置することとする。</p>
	<p>公開空地の確保も基準として設けてみてはどうか。</p>	<p>周辺環境の状況により、市と協議の上、設置することを基準とする。</p>
	<p>事務所等の中高層建築物にも、廃棄物保管場所は必要ではないか。</p>	<p>ごみ所管課で、事業系一般廃棄物として個別収集しており、届出制があり、指定の収集袋を使用し、収集の際に敷地内に廃棄物を出すこととしている。（路上に出すことは認めていない）</p>
	<p>中心からのセットバックではなく、一定以上の幅員の道路に接することを基準とするなど、東京都の建築安全条例程度の基準は設けるべきではないか。</p>	<p>市内の道路幅員 4 m 未満の道路は全体の約 50%（平成 21 年 3 月 31 日現在）を占めており、建築安全条例上の道路の基準（前面道路の幅員）をその他の開発事業に対して適用した場合、既設道路の幅員から開発事業の実施条件が満たされず、事業を制限することとなるため、対象事業を増やすのは難しい。</p>
<p>5-4 大規模事業活 動の撤退時等 における手続 の義務付け</p>	<p>（2）届出事項の中の、「届出を受けた市は～」の部分は、（3）として別の項目として整理すべきではないか。</p>	<p>修正する。</p>